

【重要】押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行に伴う建築士事務所登録申請書等の書式の改正について

今般、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令（令和 2 年国交省令第 98 号）の改正（令和 3 年 1 月 1 日施行）に伴い、登録申請書（第五号書式）等の押印欄等が削除となりました。このため、下記のとおり登録申請書書式や届出書式等について改正を行いました。

改正事項

- 1 登録申請関係書式の改正
 - ・ 建築士事務所登録申請書（第五号書式）の押印欄の削除
 - ・ 略歴書（第六号書式 添付書類（ロ））の押印欄の削除
 - ・ 誓約書（第六号書式 添付書類（ハ））の押印欄の削除

- 2 登録事項変更届及び廃業届書式の改正
 - ・ 建築士事務所登録事項変更届の押印欄の削除
 - ・ 廃業届の押印欄の削除

- 3 業務報告書書式の改正
 - ・ 建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書（第六号の 2 書式（第一面））の押印欄の削除

- 4 建築士事務所登録証明書交付申請書書式の改正
 - ・ 建築士事務所登録証明書交付申請書の押印欄の削除